

# 草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託

## プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

(1) 業務名

草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託

(2) 内容

本市の魅力が体感できる市内観光周遊型の謎解きイベントを実施することにより、交流人口の増加と市内観光・消費の促進を図る。業務内容の詳細は、別紙「草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

8,250,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

※上限額を超えての提案は無効とする。

(5) 企画提案の性格

本企画は、定められた委託料上限額の範囲内において、提案内容を評価することにより、品質の高い効果的な商品を企画・実施できる受託者を選定するものである。受託者選定後、採択された企画提案は、委託者との協議等により、修正や変更を行う場合がある。

### 3. 参加資格

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業であるとともに、参加申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていること。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立かなされている場合、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立かなされていないこと。

(2) 国税および地方税を滞納していないこと。

(3) 法人格を有し、本件を円滑に遂行できること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策

法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められること。

- イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

#### 4. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

##### (1) プロポーザル実施要領の承諾

参加者は、参加申請書(様式第1号)の提出をもって、本要領のほか本件プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

##### (2) プロポーザル参加費用負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

##### (3) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却しない。

##### (4) 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ①参加資格要件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽や誤記等の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤実施要領で示された必要書類を提出期限までに提出しなかった場合
- ⑥提出物に不備がある場合や記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ⑦見積書に代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑧見積書を別の封筒に入れて、代表者印ですべての封じ目にすべてに押印がない場合
- ⑨「2. 業務の概要(4)」に記載する額を超過した見積書を提出した場合
- ⑩プレゼンテーション審査において、正当な理由なく遅刻や欠席した場合
- ⑪その他選考に係る不正行為があったもの。

#### 5. 参加申請先について

一般社団法人草津市観光物産協会

住所：〒525-0034 滋賀県草津市草津2丁目10番21号

電話番号：077-566-3219

FAX：077-566-8000

E-mail：info932@kanko-kusatsu.com

## 6. スケジュールについて

### (1) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和8年4月1日(水)
参加申請および企画提案書、提案見積書等にかかる質問書提出期限	令和8年4月10日(金)午後5時まで
参加申請および企画提案書、提案見積書等にかかる質問回答期限	令和8年4月16日(木)
参加申請書、企画提案書、提案見積書等提出期限	令和8年4月28日(火)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和8年5月7日(木)
一次審査の結果通知	令和8年5月8日(金)
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年5月14日(木)
最優秀提案者の決定	令和8年5月21日(木)(予定)
業務委託契約締結	令和8年5月下旬(予定)

### (2) 本件プロポーザルに係る関係書類の配布期間および配布場所

(ホームページからダウンロードが可能)

配布期間：令和8年4月1日(水)から令和8年4月28日(火)まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

配布場所：一般社団法人草津市観光物産協会

### (3) 参加申請および企画提案書、提案見積書等にかかる質問書提出期限

令和8年4月10日(金)午後5時(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第5号)に記載し、一般社団法人草津市観光物産協会にメールにて送付してください。

※メールの送信後、一般社団法人草津市観光物産協会まで電話連絡すること。

### (4) 参加申請および企画提案書、提案見積書等にかかる質問回答期限

令和8年4月16日(木)までに、回答書(様式第6号)にて質問者に回答をメールにて送付します。

### (5) 企画提案書等提出期限、提出場所および提出方法等

提出期限：令和8年4月28日(火)午後5時(必着)

提出場所：一般社団法人草津市観光物産協会

提出方法：持参、郵便等による。※電子メールやFAXでの提出は認めない。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

※郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便および一般信書便事業者または特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）また、一般社団法人草津市観光物産協会まで事前に電話連絡すること。なお、郵便事故等により企画提案書が提出場所に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

提出書類：

①参加申請書（様式第1号）	1部
②業務実績調書（様式第2号）	10部(正本1部・副本9部)
③事業者概要（任意様式）	10部
④納税に関する証明書	1部
⑤企画提案書（様式第3号および任意様式）	10部(正本1部・副本9部)
⑥提案見積書（様式第4号）	10部(正本1部・副本9部)

【提出書類作成上の留意事項（共通）】

- ①言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ②用紙はA4判縦長横書き両面印刷左綴じとし、下部にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと。
- ③専門知識を有しないものへ配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。
- ④企画提案書の作成ページ数は、表紙、目次等を除き、30ページ以内とすること。
- ⑤企画提案書の提出後に差し替えや追加は認めない。
- ⑥企画提案書は1者につき1案のみとする。

【提出書類作成上の留意事項（業務実績調書）】

- ①令和元年度以降に行った周遊型謎解きイベント業務で完了した業務を記入すること。

【提出書類作成上の留意事項（事業者概要）】

- ①事業者概要は、会社の概要、沿革等を記載し作成すること。

【提出書類作成上の留意事項（納税に関する証明書）】

- ①申請日において発行日から3か月以内のもの。
- ②法人税と消費税および地方消費税に未納の税額がないことを証明する書類またはその写し

【提出書類作成上の留意事項（企画提案書）】

- ①表紙は企画提案書（様式第3号）を用いること。また、会社名、提出年月日等を記載すること。
- ②一般社団法人草津市観光物産協会の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査するため、次の「企画提案書記載事項一覧」の全ての項目について、提案内容を分かり易く具体的に記述すること。項目について記載がない場合は、審査において不利となることに留意すること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。

【企画提案書記載事項一覧】	
①謎解きイベントの企画立案および運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市の各地域の特色や魅力を多くの人に知ってもらうための創意工夫を提案すること。</li> <li>・謎解きイベントのテーマやストーリー性、コース設定を具体的に提案すること。</li> <li>・謎解きイベントに使用する媒体や全体スキームを具体的に提案すること。</li> <li>・目標参加人数の達成および地域への経済波及効果を高めるためのスキームを具体的に提案すること。</li> </ul>
②謎解きイベントを通じて残す財産の構築および観光施策の提案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント終了後の財産の構築とそれに基づく観光施策を提案すること。</li> <li>・契約期間終了後に係る費用等がある場合は併せて提案すること。</li> </ul>
③参加者アンケートの収集およびデータ集計・分析について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の意見をどのように収集するのかを具体的に提案すること。</li> <li>・参加者意見とは別にイベント通じて取得できるデータや、分析・活用などがあれば提案すること。</li> </ul>
④賞品の設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市内の飲食店・お土産店で販売されている商品や草津市を再訪する動機付けとなる賞品または参加者にとってメリット感を重視した賞品を提案すること。</li> </ul>
⑤謎解きイベントのプロモーションについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謎解きイベントのストーリー性やテーマを表すメインビジュアルの設定および市内外の多くの人に参加を促すような効果的なPR方法を具体的に提案すること。</li> <li>・目標の参加人数を達成するための具体的な方法を提案すること。</li> </ul>
⑥実施体制・スケジュール管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを実施するためのスタッフ、スケジュール等を十分に計画し、提案すること。</li> </ul>
⑦自由提案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に示すもの以外に、趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。</li> </ul>
⑧3年間を見据えた展望について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度から令和10年度までの3年間を見据えた展望を提案すること。(現時点における各年度における費用を見積もり、提案すること。)</li> <li>※令和9年度以降の契約金額を確約するものではない。</li> <li>※3年間の事業継続を確約するものではない。</li> </ul>

- ③契約締結の際には、本件プロポーザルの仕様書に加えて企画提案書を添付するため、実現不可能なものではなく確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書等に記載された内容は、すべて提案者が実現を約束したものとみなす。

【提出書類作成上の留意事項（提案見積書）】

- ①契約決定に当たっては、提案見積書（様式第4号）に記載された金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず消費税および地方消費税相当額を含まない金額を提案見積書に記載すること。

## 7. 審査方法、審査基準

一般社団法人草津市観光物産協会の定める審査員において、提出書類、プレゼンテーション等を踏まえて、審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

審査日時：令和8年5月7日（木）

留意事項：審査員4名が提案者ごとに評価点を付与し、一次審査通過者を決定する。

なお、審査員による審査内容は非公開とする。

結果通知：令和8年5月8日（金）にすべての提案者に対してメールにて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査（質疑応答も実施））

審査日時：令和8年5月14日（木）

実施場所：キラリエ草津501会議室（滋賀県草津市大路二丁目1番35号）

※審査時間および会場の詳細については一次審査結果通知の際に通知する。

選考時間：1事業者あたり30分以内（説明20分以内・質疑応答10分程度）

留意事項：

- ①スクリーン等を使用する場合は予め申し出ること。

※スクリーン以外に必要なパソコンやプロジェクターなどは提案者が用意すること。

- ②プレゼンテーションの順は抽選により決定し、別途通知する。

- ③プレゼンテーションへの出席は本業務の実務担当者を含め5名以内とする。

- ④プレゼンテーションの説明は担当者が行う。

- ⑤プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めない。

- ⑥プレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容に関する質疑応答とする。

- ⑦審査委員による選考協議は非公開とする。

(3) 審査基準

- ①審査は審査表を用いて、「評価点」の合計点が最も高いものを委託先候補者（優先交渉者）として1者選考する。また、一般社団法人草津市観光物産協会の会員または契約締結までに会員になる旨の表明をした者は50点を加点する。なお、評価点の合計が、360点に満たないときは委託先候補者としていない。

【評価対象】

業務実績調書、企画提案書、提案見積書、プレゼンテーション、質疑応答

【評価方法（100点満点）】

(審査表)

評価項目	配点
(1) 謎解きイベントの企画立案および運営について、魅力的な提案となっているか。	15点
(2) 謎解きイベントを通じて残す財産の構築および観光施策の提案について、魅力的な提案となっているか。	15点
(3) 参加者アンケートの収集およびデータ集計・分析について、活用可能性の高い提案となっているか。	5点
(4) 賞品の設定について、創意工夫がなされた提案となっているか。	5点
(5) 謎解きイベントのプロモーションについて、目標人数の達成が可能な提案となっているか。	15点
(6) 実施体制・スケジュール管理について、スムーズな運営が可能な提案となっているか。	10点
(7) 自由提案について、提案者独自の提案となっているか。	10点
(8) 3年間を見据えた展望について、将来的な視野を踏まえた提案となっているか。	5点
(9) 全体を通して、実施目的に沿った提案となっているか。	10点
(10) 価格について、費用に応じた成果が得られる提案となっているか。	10点

・評価点の決定

①審査員6名が提案者ごとに評価項目に対して、評価点を付与する。

②各審査員の評価点を合算し、600点満点（600点/人）で評価点を決定する。

(4) 順位付け

①「評価点」で最終順位を決定し、最も高い事業者を委託先候補者（優先交渉者）とする。

②委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合、または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(5) 合計点が同点となった場合の取り扱い

以下の順で点数の高い者を上位とする。

①審査表（9）の点数が高いものとする。

②以上においても同点の場合は、審査員の多数決により決定する。

(6) 審査結果の通知等

評価の結果は、書面により全ての提案者に対して通知する。

(7) 審査員

審査員は外部委員を含めて6名とする。

## 7. 支払いについて

費用の支払いは、委託業務完了の確認をした後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

## 8. その他

- (1) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途、協議するものとする。
- (2) 本プロポーザル参加に要した全ての費用について一般社団法人草津市観光物産協会に請求することはできず、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 本プロポーザルは、令和8年度の契約予定を決定するもので、直ちに契約を締結するものではない。  
また、当該事業は草津市の補助金を活用して実施するものであるため、4月1日以降において、草津市からの補助金の交付決定がなされない、あるいは減額されて交付決定がなされた場合には、当該事業の契約締結の中止、仕様の変更をすることがあるので、予め了知しておくこと。